

東京大学政策ビジョン研究センター

知的財産権とイノベーション研究ユニット

デザイン法研究会 開催報告



目次

1. デザイン法研究会 第1回.....	2
2. デザイン法研究会 第2回.....	4
3. デザイン法研究会 第3回.....	6
4. デザイン法研究会 第4回.....	8
5. デザイン法研究会 第5回.....	11
6. デザイン法研究会 第6回.....	14

1. デザイン法研究会 第1回

開催概要

日時：2012年10月23日（火） 19:00-21:20

参加者：11名

講師：大峰 勝士 氏（特許庁 国際課 意匠政策班長）

場所：金沢工業大学虎ノ門キャンパス 1302 会議室

議事次第：

研究会発足にあたっての挨拶の後、大峰勝士氏（特許庁国際課意匠政策班長）が講演を行い、参加者間での意見交換を行った。

- (1) 主要国の意匠保護
 - (2) 意見交換
-

要旨

(1) 主要国の意匠保護

- ・ 国際的な意匠登録出願ルートの一つである、ハーグ協定ルートについて、加盟の検討が各国で進んでいる。現在の加盟国に加えて、法改正中（米国：上院で法案可決済み、韓国：立法改正予告中）の国を含めると我が国出願人の海外出願の48.5%がハーグ協定ルートで出願できるようになる。さらに、関心表明（中国、ロシア、ASEAN（アクションプランに明記））国を含めると79.7%に至る。
- ・ WIPO SCT において意匠法条約の採択の議論がある。ただし、外交会議の開催を求める欧州と、開催は了承しているが更なる調査を求める途上国が対立し、開催自体の合意には至っていない。主たる対立点は、新規性喪失の例外、及び、公開繰り延べ制度である。
- ・ 主要国の間では、米国、欧州、中国、韓国それぞれの意匠保護制度が異なっている。例えば保護客体（グラフィック・ユーザー・インターフェースやタイプフェイスが含まれるか否か）、保護期間、新規性の判断基準などが異なる。
- ・ 意匠保護制度に加えて、著作権によって保護がなされている国もあるが、その要件は様々である。

(2) 意見交換

① 意匠制度の利用状況について

- ・ 日本で意匠制度が利用されなくなってきたとの指摘があり、特にアパレルを中心としてライフサイクルの短い製品については実体審査の期間が登録の障壁となっているという指摘がある。しかし、実体審査を行わない欧州においても、アパレル等に関する

る登録はそれほど多くはない。そもそも登録出願を行うという行為自体が、これらの業界にとっては大きな負担感があるのではないか。

②中国での意匠登録について

- ・ 中国では極めて多数の意匠登録が行われており、権利の藪を形成しているとの印象すらある。
- ・ 中国の意匠登録は、出願助成制度を受けて個人からの出願が多いことが特徴的である。知識産権局（中国特許庁）によると、中国国民に知的財産権意識を植えるために必要な取組であるとのことである。

③タイプフェイスの意匠制度による保護について

- ・ タイプフェイスの保護について、そもそも日本を含む漢字文化圏では多数の字数を含むためデザインの統一性を図ることは困難であり、しかも、コンピューター上でのフォントが主であるなか、拡大・縮小に耐え得るフォントであることが必要であり新規の創作は容易でないとの指摘がデザイナーからなされている。このため実質的にはデッドコピーに近い複製が商業上生じ得るが、そうであるとデータベースの複製と考えられ著作権の保護が及ぶ。
- ・ タイプフェイスについては、日本のように類似の範囲まで権利が及ぶ意匠制度の下では保護は強すぎる可能性がある。

2. デザイン法研究会 第2回

開催概要

日時：2012年12月20日（木）19:00-21:00

参加者：7名

講師：杉光 一成 教授（金沢工業大学 教授）

場所：金沢工業大学虎ノ門キャンパス 1302 会議室

議事次第：

- (1) 意匠の保護にかかる公示制度の意義について
 - (2) 意見交換
 - (3) 今後の研究会の進め方
-

要旨

(1) 意匠の保護にかかる公示制度の意義について

- ・ ビジネスの現場では、先行技術、意匠調査が重要な業務となっている。しかし、そのことは法制度の議論に反映されていない。登録制度は権利の移転を明確にする制度との理解はあるが、第三者の立場の安定性への配慮を欠く。権利の範囲、帰属は公示され、事前に調査ができるべきではないか。登録制度は公示するために行われていると理解するべきではないか。

(2) 意見交換

① 公示の必要性について

- ・ 公示されていないデザインの調査は大きな負担になっている。不正競争防止法対応は困難を極める。公示されていることは優れている。ただ、企業の知的財産関係予算が限られている中、意匠登録出願を減少させざるをえず、不正競争防止法に頼る傾向がある。また、意匠登録出願は必ずしも容易ではない。中でも新規性喪失の要件が厳しいことは課題である。出願時に、公開した事実を証明する必要がある。これを拒絶を受けたときに証明するようにしてはどうか。
- ・ 手続をとった人を保護すべきというのは、手続のための手続という位置づけになってしまうのではないか。
- ・ 公示されたとしてもそもそもデザインの調査が十分に出来ないという技術的な課題がある。もっとも、この点は将来解消され得る。

- ・ 不正競争防止法の形態模倣禁止（2条1項3号）は当初、意匠審査期間を考慮して3年の保護が与えられていたが、近年はその理由が明示されなくなってきた。当初の理由を考えれば短縮してもよいのではないか。
- ・ 応用美術の保護についても、公示を促進するような仕組みとすべき。公示することにより権利を強化することや、積極的に意匠登録の対象とすることが考えられる。
- ・ 著作権は登録されたとしても無審査であるため、濫用的な使われ方がなされうるのではないか。

②応用美術でのデザインの保護と意匠制度の利用

- ・ フランスは著作権で応用美術が保護されるが、意匠単位で見ると出願数が非常に多いことの要因は、産業財産権の侵害は無過失責任となっており、損害賠償を間違いなく得ることができる点にある。

(3) 今後の進め方

- ・ デザイン保護の存続期間は論点になり得るのではないか。ポルトガルは半永久であった。オーストラリアは機能的な形状を保護するため10年にしている。南アフリカは機能的な意匠で10年、非機能的な意匠は20年である。このように存続期間が国によりまちまちである。

3. デザイン法研究会 第3回

開催概要

日時：2013年2月25日（木）19:00-21:30

参加者：12名

講師：別所 弘和 氏（本田技研工業株式会社 知的財産部）、仲村 隆蔵氏（独立行政法人 工業所有権情報・研修館 広域知的財産アドバイザー）

場所：金沢工業大学虎ノ門キャンパス 1302 会議室

議事次第：

- (1) Honda のデザイン戦略とブランド
 - (2) 自動車分野のデザイン戦略とブランドに関する意見交換
 - (3) キャラクタービジネスとデザイン保護について
 - (4) キャラクタービジネスとデザイン保護に関する意見交換
-

要旨

(1) Honda のデザイン戦略とブランド

- ・ 基本理念、社是などを基本とする、Honda Philosophy を設け、デザインの原則としている。この 60 年間は先進創造の開拓への挑戦を行ってきた。基本理念の中には「人間中心」がある。
- ・ デザインのために技術要素を作り替える取組は 1980 年から進んでいた。
- ・ ブランディングは、ビジュアルアイデンティティの一貫性・継続性を保つことを重視している。ショップ、ユーザーとのコミュニケーション、プロダクト、広告が一貫するようになっている。商標の使い方にも配慮をしている。
- ・ ブランドのために一貫したデザインを採用しているとモデルチェンジをしたデザインが意匠登録されないという課題に直面することがある。
- ・ コンセプトの模倣については対処が難しい場合がある。

(2) 自動車分野のデザイン戦略とブランドに関する意見交換

- ・ ゲーム化、おもちゃ化などにおいてもブランドの一貫性を守るために確認を行うことは重要であると考えられる。
- ・ デザインがシンプルなものに向かっていると、創作非容易性を求める意匠法上、登録されなくなる点が悩ましいように思う。

(3) キャラクタービジネスとデザイン保護について

- ・ サンリオでは、キャラクターの自社開発を行い、創立 50 年で 450 のキャラクターを生み出した。市場に出回っている商品は 50,000 種類以上である。
- ・ キャラクターの著作権での保護は重視している。美術の著作物になると考えている。エンフォースメントのため、米国、中国をはじめ数カ国で著作権登録を実施。米国では商品カタログも著作権登録を行っている。また、商標による保護も積極的に行っている。キャラクター数が多く、かつ、商品分類が極めて広いため、商標登録が膨大になっている。
- ・ ファブレスであり、しかも、商品サイクルが短いことから意匠制度の利用は限定的である。

(4) キャラクタービジネスとデザイン保護に関する意見交換

- ・ 日本の著作権登録があるだけで、中国等の裁判官には効き目があったという話がある。登録証があると、権利があると認識をしてもらいやすくなるようである。法律的には効果がないと思われがちであるが、意匠登録が間に合わない時には実務上の効き目があるのではないか。
- ・ 商標登録は水際対策や刑事規制において強力な武器となる。

4. デザイン法研究会 第4回

開催概要

日時：2013年3月12日（火）19:00-21:30

参加者：15名

講師：田村 善之 教授（北海道大学 教授）

場所：金沢工業大学虎ノ門キャンパス 1302 会議室

議事次第：

1. 立体商標登録の要件論
 2. 意見交換
-

要旨

(1) 立体商標登録の要件論

① 立体商標登録の要件についての解釈の変化

- ・ 商品の立体的形状の商標登録要件については2つの争点が存在する。
 - 1) 3条2項（特別顕著性）を獲得するために必要とされる要件は特別に高いバーが必要か？
 - 2) 3条1項3号に該当する要件はどのようなものか？（特異なものであれば3号に該当しないのか、それとも、商品形状である以上3号に該当するのか）
- ・ 争点1について、初期の裁判例では特別顕著性の獲得を厳格に解する判例が続いていたが、平成19年にミニマグライト事件で知的財産高等裁判所が下した判決で独占にふさわしくない場合は4条1項18号で拒絶すればよく商品の形状について3条1項3号と3条2項で厳しい基準を設ける必要はないとの判断が示され、さらに、平成20年にコココーラ立体商標事件で知的財産高等裁判所が下した判決では特別顕著性について厳格には解さない判断が示された。以後、この判断基準は踏襲されている。
- ・ 争点2について、初期の裁判例ではいずれも傍論ながら需要者の予測を越える形状であるかが判断基準であるとされてきた。他方で、一部の裁判例では需要者の認識とは関係なく、商品の機能や美観と関係すれば3条1項3号に該当するとの判断基準も示されていた。この後、平成20年のコココーラ立体商標事件知的財産高等裁判所判決で後者の基準が採用され、以後、この判断基準が踏襲されている。

②不正競争防止法上の基準からの商標法への規律への示唆

- ・ 不正競争防止法 2 条 1 項 1 号は、顕著な特徴（＝特別顕著性。ただし、商標法 3 条 2 項とは異なり、セカンダリーミーニングに近い）、長期間独占的な使用又は強力な宣伝広告・販売実績等（周知性）が要件と説示されることが多い。
- ・ しかし、需要者の混同を放置することの妥当性の無さ、独特の形状を要求しない立体商標制度との整合性を考えると、出所表示となる周知性を獲得したのであれば独特の形状を要求する必要は無いと考える。なお、実際の裁判例では特別顕著性が要件とされるものの、高い基準は課されていないとの指摘がある。
- ・ 不正競争防止法での保護に関して技術的形態除外説が存在するが、その論拠である工業所有権の価値判断を優先すべきとの立場は根拠が無く、またさらに仮に調整が必要ならば意匠法の保護がある以上すべての不正競争防止法上の形状に対する保護は否定されるべきであるところ、そのようになっていないことから妥当性を欠く。競争上不可避な形態を除外するとの解釈が適切である。
- ・ このように理解すると、商品形状に対する不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の規律は、周知性があれば商品の形態が保護される、ただし、商品の機能に由来する必然的な形態については保護が否定される、との構造であることが分かる。この規律を商標法に照らし合わせると、周知性の獲得（3 条 2 項）、必然的な形態の排除（3 条 1 項 3 号）が対応する。
- ・ 3 条 2 項で逆転できる要件については（3 条 1 項 3 号～5 号）は、先願というだけで登録を認めるべきものではなく、使用による特別顕著性が獲得できた場合は登録できると、ということ述べたものと理解すべきである。

③結論

- ・ このように、商標法 3 条 1 項 3 号に該当する標章は独占適応性が弱い（この背景には登録意匠制度との兼ね合いがあることが指摘されている）ために登録主義が修正されていると考えるべきとの立場に立つと、3 条 2 項を不正競争防止法の規律と整合的に解釈ができる。
- ・ 商品の機能と関係すれば、需要者の予測に関わり無く 3 条 1 項 3 号に該当するとの判断基準を採用することが妥当と考える。ただし、ある商標が特定の限られた製品の機能・美観に関係する場合については問題となり得てしまうため、意図している用途をもってディスクレームする制度が求められるのではないかと。

(2)意見交換

①商品と表示・包装の区別について

- ・ 商品の形状と容器の区別によって扱いを変えれば、解釈上の悩ましさは減るのではないかと。

- ・ 両者の区別は必ずしも容易ではないのではないか。
- ・ 意匠登録制度との兼ね合いを言うのであれば、平面の意匠についても登録する制度の下では、商品の形状だけが問題になるとは限らない。

②結論について

- ・ 結論に従えば、商品の形状であればおよそ3条1項3号に該当することとならないか。
- ・ たしかにそうであるが、およそあり得ない形状は除外すべきである。ただ、商品形状がどうか出願ではわからないため、ディスクレーム制度が必要であると考えている。

③公示される権利との優劣について

- ・ 近年、不競法事案が増えていることは、政策的に望ましくない。登録を伴わない保護については、登録した場合に比べて弱い保護とした方がよいのではないか。
- ・ 非登録制度では公示に代わる要件が備わることでバランスを採っている。登録・公示型の排他権にも課題がある。多数権利が設定された場合、アンチコモنزの悲劇が生じることがある。
- ・ 不正競争防止法は登録制度があった中で必要が生じて登場した制度であることは見過ごすことができない。

5. デザイン法研究会 第5回

開催概要

日時：2013年8月8日（火） 19:00-21:20

参加者：12名

講師：横山 久芳 教授（学習院大学 法学部）

場所：金沢工業大学虎ノ門キャンパス 1302 会議室

議事次第：

横山久芳教授（学習院大学）が講演を行い、参加者間での意見交換を行った。

1. 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号

2. 意見交換

要旨

(1) 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号

- ・ 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号は商品の抽象的な特徴やアイデアは保護せず、商品の形態、デザインを保護している。内部的な構造は保護されないことが平成 17 年改正で明示されている。しかも、機能上不可欠な形態を除外していることから、商品の機能面ではなく、デザイン面の開発を奨励していると解釈できる。立法時に示された法目的は投資の保護であるが、保護客体が商品の形態に限定されていることから考えると、デザインの保護と捉えるべきである。
- ・ デザインの保護という観点では意匠法との重畳関係が論点になるが、意匠法による保護と異なり量産品でなくても保護対象となり、しかも、光沢や質感も保護される。視覚だけに留まらず、触覚で知覚可能な形態も含まれている。需要者の知覚により認識可能な形態を保護している点では共通しているが、意匠法による保護に比べると範囲が広い。
- ・ 平成 17 年改正までは「商品が通常有する形態」は保護の対象外であったが、同年の改正により「商品の機能を確保するために不可欠な形態」が対象外として明示された。とはいえ、保護範囲は変わっていないとの説明がなされており、「ありふれた形態」も対象外であることには一応のコンセンサスができています。なお、この「ありふれた形態」とは創作の容易性の観点から判断するのではなく、競争阻害の観点から判断するべきである。3 号が創作性を要件としていない以上、創作の容易性を加味することは理論的に適切ではない。この点では著作権法と類似した保護手法をとっているといえる。

- ・ 交換用部品の形態に 3 号の保護が及ぶか否かは論点となっている。裁判例でも同一の事例で下級審と上級審で判断が分かれた。この点は商品本体の開発者に部品市場における利益の独占まで認めることが妥当かという価値判断の問題に帰着する。私見であるが、部品が単独で 3 号の保護の対象とならない場合に、商品本体の開発者に部品市場における利益の保護まで認める必要はないのではないかと。
- ・ 模倣の判断主体を誰と捉えるかは大きな論点である。裁判例は明言していないが需要者と捉えているように読める。需要者を判断主体と捉える見解は、不競法が需要者の視覚を基準として商品形態を定義していることと整合すること、3 号の目的をデザインの保護と捉えるならば需要喚起力がその保護すべき価値の源泉であり、需要喚起は需要者の目で見た形態の違いにより生じること、から支持することができる。3 号の判断主体を需要者と捉えるならば、3 号における模倣の有無の判断手法は意匠法上の類否判断と似ることとなる。
- ・ 3 号の請求権者を先行者、すなわち、商品形態の開発コスト、リスクを負担した者に限定するか、それとも、ライセンシー(独占的/非独占的ライセンシー)も請求権者に含めてよいか、という点については、学説、裁判例とも見解が分かれている。私見では、先行者に限定するべきと考える。立法趣旨に叶う上、特許法等他の知的財産法上ライセンシーに独自の請求権がないことと整合性を保つことができるためである。ただし、請求主体の地位が譲渡できないことに鑑みると、事業を譲り受けた者は請求主体となることができると解釈されるべきである。

(2)意見交換

①3 号の法目的：投下資本保護かデザインの保護か

- ・ 立法時（平成 5 年）はあくまで投下資本保護の制度であり、「ポン抜き」と呼ばれるデッドコピー（他人の商品の型をとりそこから模倣品を製造する行為）を禁止するとともに、当時 3 年程度実体審査に時間を要していた意匠登録までの隙間を保護するための例外的な制度という位置づけで導入された。本当の意味での知的財産法ではないという理解があった。立法過程では金型が不要な製品分野、例えばアパレルなどについては議論されていなかった。また欧州統一意匠制度の非登録意匠についても調査は行ったものの、あまり議論はなされなかった。
- ・ 投下資本保護の制度からいつの間にか制度の外縁が拡大してきた印象を受ける。
- ・ 判例や平成 17 年改正によって当初の趣旨から変容したのかもしれない。意匠登録までのつなぎのための制度として導入されたものであるとしても、デザインのバリエーションの創作を促すという 3 号に独自の意味を持たせてよいのではないかと。
- ・ 登録をしないで、しかも創作性が問われず意匠権に比べて強い権利を認めることは果たしてバランスが良いのか、疑問。

②模倣の判断基準

- ・ 投下資本の保護という理解から見ると、模倣の判断基準は需要者ではなくてもよい。むしろ、どこに費用がかかったかが注目されるべきことになる。
- ・ 平成 10 年の大阪地方裁判所の裁判例（網焼きプレート事件）では投下資本に着目した判断が下された。
- ・ 需要者の視点で判断すると要部観察をすることになり、デッドコピーでなくとも保護される余地が増える。

③保護客体

- ・ 創作性がない部分には保護を与える必要はないのではないかと。むしろ模倣を促した方が情報の豊富化をもたらすというのが知的財産制度の中での共通した理解であるように思う。
- ・ 「ありふれた形態」は保護客体から除外されるべきであり、業界で標準的になり他に選択の余地がないという意味で「機能上不可欠」の中に読み込むことが出来ればよいが、文言上は難しい（平成 17 年改正前であれば「通常有する形態」の解釈として可能）。依拠をしていないという判断で除外されるのではないかと。
- ・ 「ありふれた形態」とは著作権法上の裁判例で登場する通常の意味での「ありふれた」とは異なり競争上の影響を加味して判断されるものと理解されるべきである
- ・ 創作性の論点はデザインの保護を法目的と捉えたことによって登場する。投下資本の保護との考えであればこのような論点は出てこない。

④請求主体

- ・ 請求主体を形態開発の投資を行った者に絞ると、形態開発を第三者に委ねその成果を製造・販売する者は除外されうる。近年デザインを公募や外注し製造するメーカーもあることを考えると、事案によりけりではあるが悩ましい場合も登場し得る。
- ・ デザイン行為と商品として製造・販売する行為を分化させている事業者と垂直統合させている事業者が異なる扱いを受けるとすると、その理由がわからない。

6. デザイン法研究会 第6回

開催概要

日時：2013年8月22日（火） 19:00-21:20

参加者：15名

講師：上野 達弘 教授（早稲田大学 法学部）

場所：金沢工業大学虎ノ門キャンパス 1302 会議室

議事次第：

上野達弘教授（早稲田大学）が講演を行い、参加者間での意見交換を行った。

(1) 応用美術の著作権保護—日本における解釈論の転換に向けて—

(2) 意見交換

要旨

(1) 応用美術の著作権保護—日本における解釈論の転換に向けて—

- ・ 応用美術を分類すると、(1) 純粹美術を実用品に応用したもの、(2) 一品制作された実用品（美術工芸品）、(3) 量産品に用いる目的で作成されたもの、である。従来の議論においては、(3) は原則として意匠法の保護に委ねられるが、美的鑑賞の対象となり純粹美術と同視しうるものは著作物性が肯定されるとの解釈が一般的であった。特に、裁判例においては、著作権法の規定よりはむしろ、意匠法との調整という観点から著作物性を否定するものが少なくない。
- ・ そうした議論においては、応用美術は「美術」の範囲に属するかが論点となっているように見えて、実際には「創作性」の要件の問題と捉えられつつあるようにも読める。だとすると、それは応用美術の著作権保護に高い創作性を要求する「段階理論」にあたる可言えよう。
- ・ フランスではかつて段階理論をとっていたが、現在は美の一体性理論を取っている。
- ・ 米国は分離可能性理論を取っている。
- ・ ドイツは伝統的に段階理論を取ってきた（BGH 1995.6.22[Silberdistel 事件]）。この背景にはかつて著作権法と意匠法の保護対象は同質的であるため、保護に段階を設けるべきとの考えがある。しかし、これは旧意匠法の話であり、2004年のドイツ新意匠法は2002年の欧州意匠規則を受け競争法的に転換していること、著作権法もまた欧州指令により改正されていることから、ドイツでも段階理論に対する批判が高まっている。
- ・ 結局のところ、応用美術の著作権保護を区別するかしないかという問題は、その基本的なアプローチに違いがある。区別する見解は、仮に著作権保護を認めると実際に支障が生じるという結果からのアプローチが背景にあるように思われる。他方、区別す

る見解には、創作的表現は保護されるべきであるという理屈からのアプローチが背景にあるように思われる。

- ・ 段階理論の正当化根拠として、(1)実用品であること、(2)量産されること、(3)意匠法等の存在意義を失われないようにすること、が考えられる。このうち(1)については、実用性のある著作物は、美術に限らず、地図や説明書、ジングルなどがあるが、そこでは高度の創造性が求められないことからすれば根拠とならない。(2)については、CD、書籍なども量産品であることを考えると根拠とならない。(3)については、意匠法の制度運用の存在意義を守ることそれ自体がなぜ必要なのか根拠に乏しい。これについては両法の趣旨が違うために重複保護すべきでないという意見があるが、趣旨が違うならばむしろ両法の重複保護が認められて然るべきである。実際、ドイツでは両法の趣旨が同じであるから段階理論を採用してきた。
- ・ たしかに、段階理論をやめると、デザインについて同種商品開発が阻害されるという懸念が指摘されるが、創造性が低い著作物は類似性が肯定されにくいという近時の通説にしたがうと、それほどの弊害はないのではないか。
- ・ 結論として、応用美術の著作権保護のために高い創造性を要求するという段階理論を見直すべきではないか。

(2)意見交換

①著作権法の保護が及ぶことへの影響

- ・ 現在の時代、著作権法の保護が及びすぎると障害が生じると考えている。一番の課題は保護期間であろう。
- ・ 機械的な形状の外形であっても初めてそのような形状が登場した状況であれば創造性が肯定されるが、既存のデザインを加味すると表現選択の幅などを考えると著作権法的に保護されないという場面があると考える。ただ、時間経過によりありふれてきた時にどのように扱うかは悩ましい。
- ・ そのような解釈は、最初の製品について著作物性が肯定され、それらを改変した製品についても著作物性が肯定されることによって、ほとんどの工業製品が著作権法で保護されてしまうとの帰結を導く。弊害を生じさせるのではないか。
- ・ 課題は現行の創造性の運用である。創造性の高低や表現の選択の幅を問題にするべきではないか。

②公示の有無とリスクマネジメント

- ・ 企業の目線からはリスクマネジメントの観点から過去の権利を調査し、デザイン創作を行う。公示されていない権利について侵害事件が起こりうる（結果的にトラブル、訴訟になってしまう）ことは、問題であるように思う。公示がある権利が強い方が正しい制度設計ではないだろうか。

- ・ フランスでは公示されていない権利での紛争に巻き込まれていないとの産業界からの声が見られる。